

多自然居住地域の今後の展開方向に関する資料

1 .	多自然居住地域に関する考え方	… 1
2 .	多自然居住地域の状況	… 3
3 .	多自然居住地域の推進「施策例」	… 8
4 .	多自然居住地域の役割	… 10
5 .	多自然居住地域のイメージ等（参考）	… 13

多自然居住地域についての考え方（対象地域、空間単位、類型）

(1) 対象地域

21世紀のグランドデザインにおいては、豊かな自然に恵まれていると共に、都市的サービス等の充足度が低い農山漁村を中心とした地域を主として対象としたものである。

「GD記述」

「中小都市と中山間地域を含む農山漁村等の豊かな自然に恵まれた地域」を国土のフロンティアとして位置付け、「多自然居住地域」の創造を推進

多自然居住地域の生活圏域は、地域の選択に基づく連携に委ねられるが、中小都市等を圏域の中核として周辺の農山漁村から形成され、中小都市が都市的サービス等を周辺に提供、さらに多自然居住地域は大都市や中枢・中核都市等と交流・連携を実施

(2) 空間単位

都市的サービス等の整備を担当する最少単位は市町村であること、また、生活圏域を考える上での時間距離は1～1.5時間程度のまとまりを考慮しており（基本政策部会報告）、市町村の広がりには概ねそれに含まれることから、対象の空間単位としては、基本的に市町村を考えるものとする。

今後の地域のあり方を考える場合には、生活の基礎的な単位である集落、地区等のレベルごとに、人口減少やそれに伴う農林地の管理低下等が生じること、小さな自治組織の重要性等から、地区レベルの動向も重要。

(3) 類型

多自然居住地域、すなわち低密度居住地域は、一義的には市町村人口規模、人口密度で捉えられるが、それを更に類型化するには、市町村人口規模、中小都市等、都市的サービスを提供する場所からの近接度、傾斜地等地勢条件等が挙げられる。

類型ごとに、居住面、産業面（農林漁業、観光、新たな産業（情報通信、コミュニティビジネス）が中心）の有利、不利性を整理すると、概ね以下の通りと考えられる。

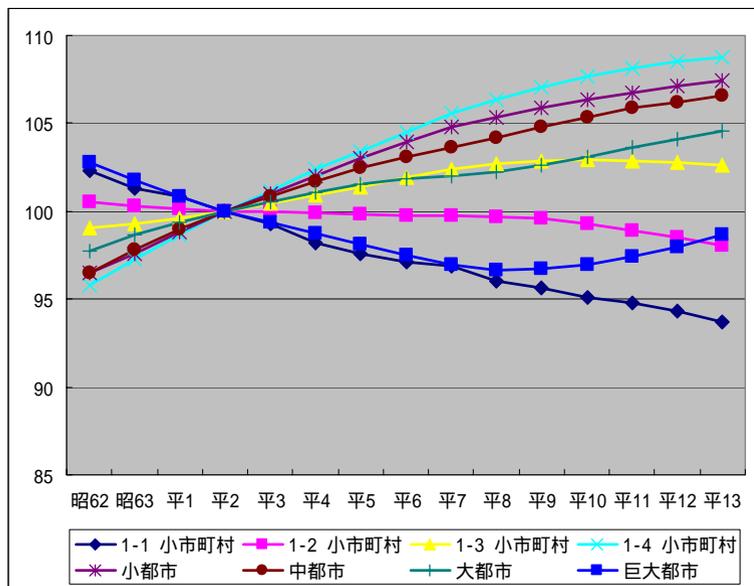
類型の項目間にも相互関係があり、居住と産業の条件面も相互関係があるため、単純には言えないが、都市からの距離の大小による影響が大きいと考えられるのではないかと。

		人口規模小	核都市からの 距離が大	傾斜地、山林 等地勢の不利
居住	自然環境			
	土地価格			
	都市的サービス		×	×
	交通		×	
	雇用		×	
産業	自然資源			
	土地価格			
	土地基盤整備			×
	都市的サービス		×	×
	集積規模、産地形成			×
	交通（市場距離）		×	

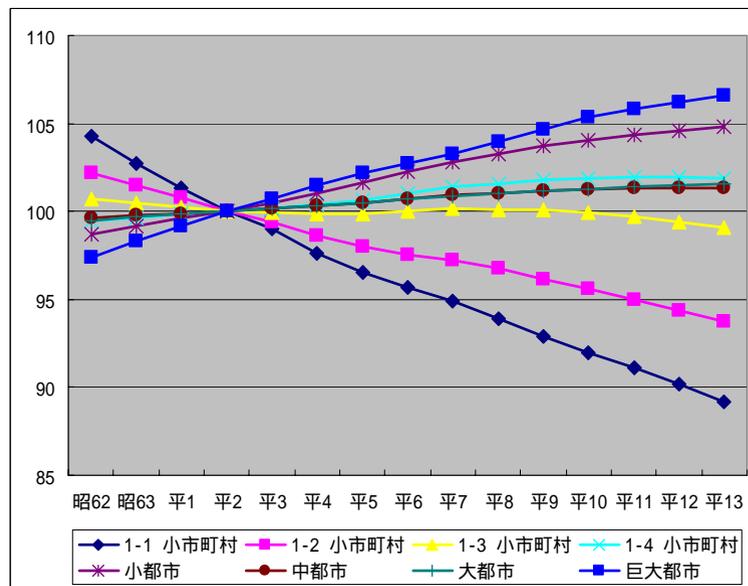
有 利
 不 利 ×
 他の要因の影響が大

都市規模別に人口の推移をみると、三大都市圏においては5千人以下、地方圏においては5千人以下及び、5千人～1万人規模の市町村において、顕著な人口減少がみられる。

三大都市圏



地方圏



平成2年人口を100とした各年の人口

(出典) 住民基本台帳より国土交通省国土計画局作成

(注) 都市規模は平成2年住民基本台帳を基に以下の通り分類

1-1小市町村: ~5千人 1-2小市町村: 5千~1万人 1-3小市町村: 1万~2万人 1-4小市町村: 2万~5万人

小都市: 5万~10万人 中都市: 10万~30万人 大都市: 30万人~(巨大都市を除く) 巨大都市: 東京23区及び政令指定都市

都市圏を構成する中心都市からの時間距離別に市町村を類型化すると、90分圏を超える地域では人口減少が顕著であり、120分を超えるとさらに人口減少が進んでいる。

中心都市からの距離別の、市町村人口の増減

	H2～H12人口増加率	H2～H12人口増加市町村割合
0～90分圏	3%	40%
90～120分圏	-7%	14%
120～分圏	-10%	9%

(出典)「日本の都市圏設定基準」(金本良嗣・徳馬一幸 2001年)をもとに中心都市を設定し、総合交通体系分析システム(NAVINET)により国土交通省国土計画局作成。

(注) 中心都市の設定方法

金本・徳岡(2001年)の都市圏設定基準に基づき算出。

中心都市の条件

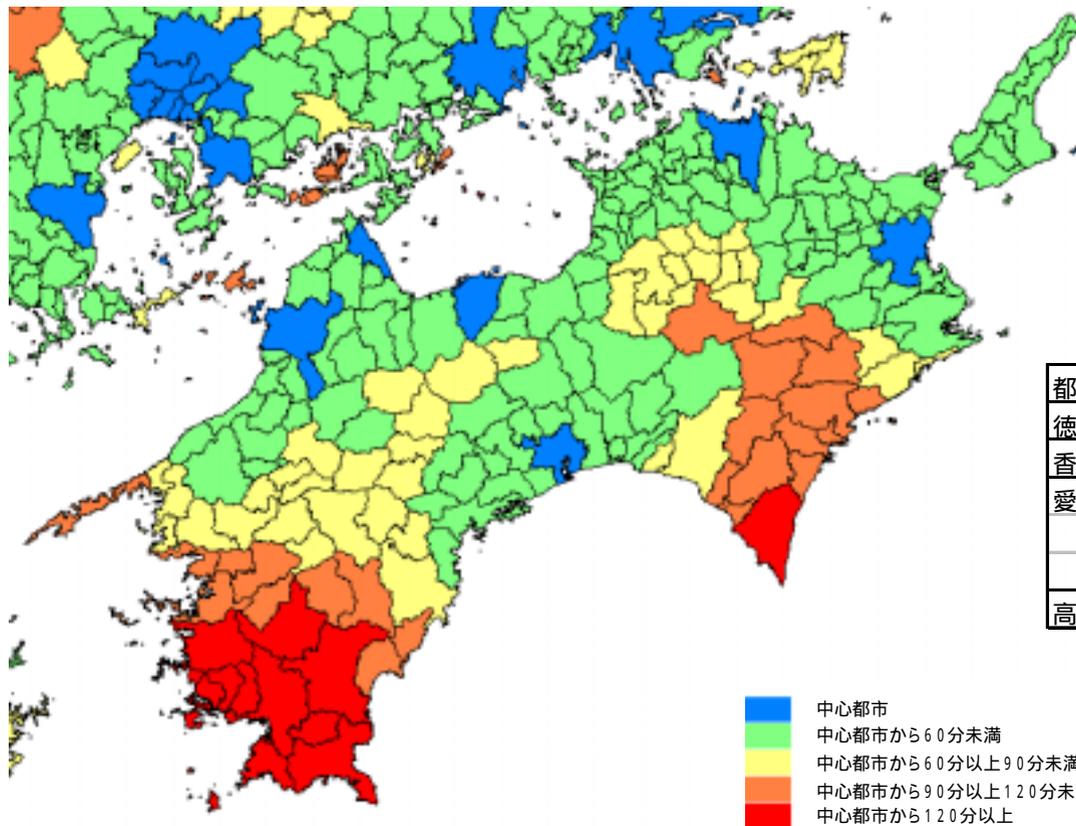
- (1) DID人口が5万人以上の市町村。
- (2) 他市町村の郊外となっている市町村は中心都市から除外する。
- (3) 相互に通勤率が基準値以上となっている双方向通勤の場合には、通勤率が大きい方を小さい方の郊外とし、小さい方を中心都市とする。
- (4) 郊外市町村の中で従業常住人口比が1以上であり、しかも、DID人口が中心市町村の3分の1以上か、あるいは10万以上である市町村をその都市圏の中心都市に組み入れる。
政令指定都市については、自然体では従業常住人口比の基準を満たしていなくても、一つあるいは複数の区が上の条件を満たしていれば(市全体を)中心都市に加える。

(注) 総合交通体系分析システム(NAVINET)

道路・鉄道・航空・船舶の各交通機関を組み合わせて総合的に交通体系の分析を行うシステム(交通機関は2003年3月現在)。

今回の計算では、上記全ての交通機関の内、最短時間で到着する時間を表示。

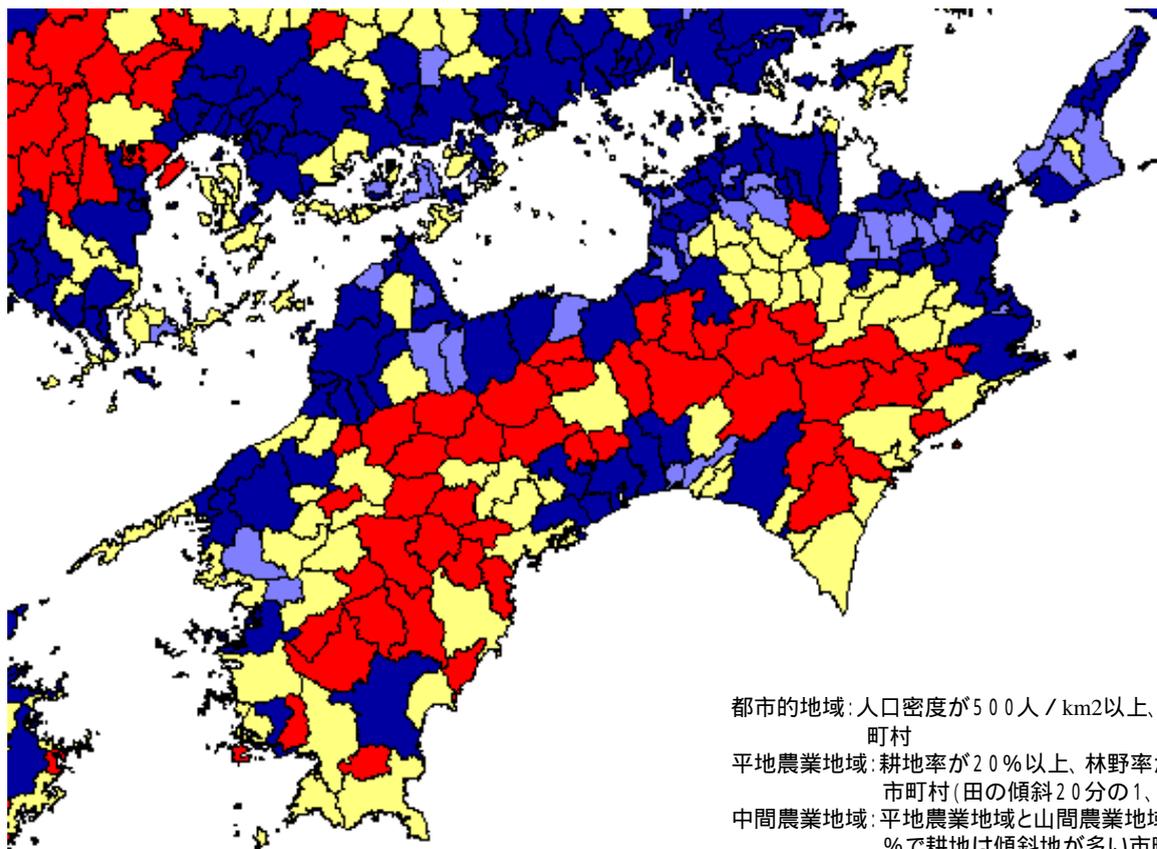
四国地方



中心都市一覧

都道府県	市町村	H12人口
徳島県	徳島市	268218
香川県	高松市	332865
愛媛県	松山市	473379
	今治市	117930
	新居浜市	125537
高知県	高知市	330654

市町村別農業地域類型(四国地方)



都市的地域:人口密度が500人/km²以上、DID面積が可住地の5%以上を占める等都市的な市町村

平地農業地域:耕地率が20%以上、林野率が50%又は50%以上であるが平坦な耕地が中心の市町村(田の傾斜20分の1、畑の傾斜8度を基準に判定)

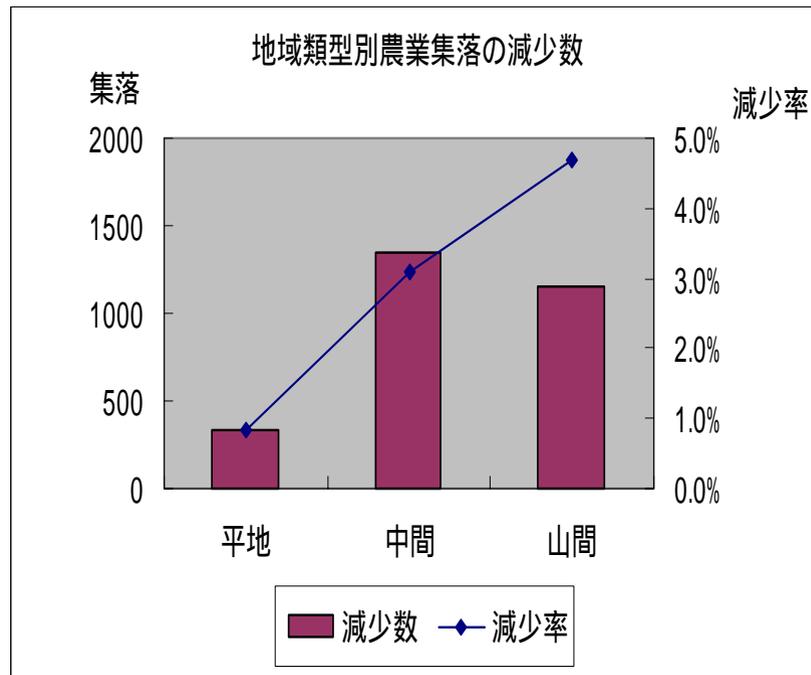
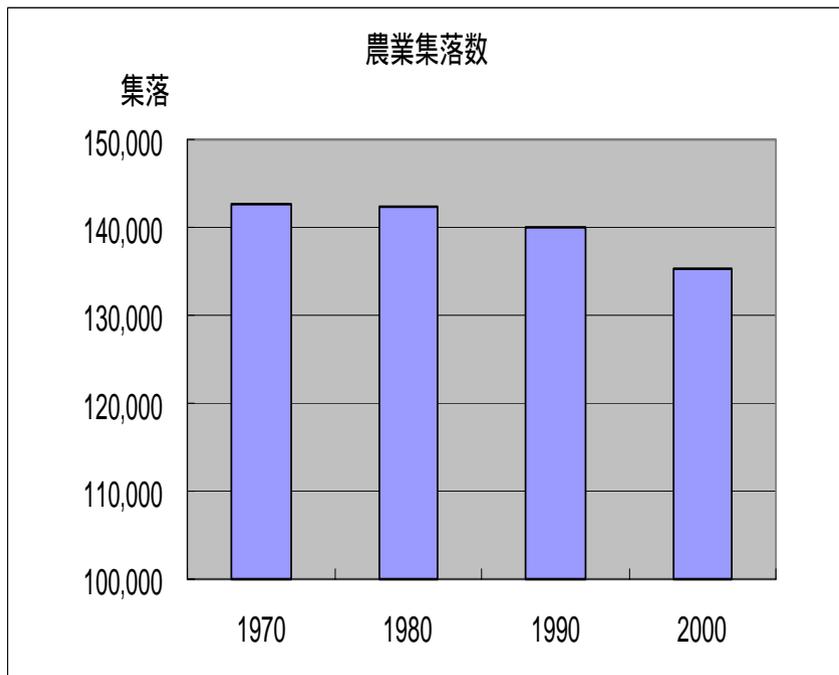
中間農業地域:平地農業地域と山間農業地域との中間的な地域であり、林野率は主に50%~80%で耕地は傾斜地が多い市町村

山間農業地域:林野率80%以上、耕地率が10%未満の市町村

全国における耕地面積の割合は、都市的:約15%、平地:約47%、中山間:約38%

農林水産省資料(平成13.11現在農業地域類型)より国土交通省国土計画局作成

農業集落数は、1990年、2000年と、減少数が多くなっている。これを地域類型別に見ると、条件の不利性を反映して、減少率は中間地域、山間地域になるに従って高くなっている。



出典：世界農林業センサスより国土交通省国土計画局作成

(注) 農業集落：市区町村の一部で、農業上形成されている社会生活の基礎的な単位(農林業センサス)

21世紀の国土のグランドデザイン戦略推進指針「多自然居住地域の推進」施策例

施策名	施策の概要	施策の推進状況
1. 多自然居住地域の創造に向けた体制づくり		
パークボランティア活動推進事業 (環境省)	国立公園の利用拠点において、利用者指導又はこれらの一環として行われる各種活動について、広く国民の参加を得ることを通じ、これらの活動の充実を図るとともに、自然保護思想の普及啓発を図ることを目的として、ボランティア協力者を自然保護事務所に登録を行う。	全国23国立公園の36地区において、約2,000名がパークボランティアとして登録を行い各地区の特性に応じた活動計画に沿ってさまざまな活動を実施(自然観察会等の解説活動や美化清掃、利用拠点の簡単な維持修理費等)。
2. ゆとりある居住環境と圏域ニーズに応じた都市的サービスの確保		
田園地域マルチメディアモデル整備事業(平成15年度は農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)) (農水省)	高度情報化による農業の振興、農村生活の改善、都市農村交流の促進等を図るため、CATV施設等を核とした、高速、大容量及び双方向の通信等を可能とするための情報通信基盤の整備をモデル的に行う。	平成12年度までに全国で、民間事業者では整備が期待できない地区を中心に、11地区採択し、CATV施設等を核とした高度情報通信基盤整備を実施し、平成14年度末現在、10地区でサービスを開始している。この整備により、デジタル・デバイドの解消、農業振興及び農村生活の改善等に貢献した。 整備を完了し、CATV局を開局した地区を対象として、整備効果及び運営管理状況を把握するため、各地区でフォローアップ調査を開始し、データの整理・蓄積を行っている。 平成12年度までに全国で11地区採択し、平成14年度末で10地区整備が完了し、約25,000世帯を高度情報ネットワークにアクセス可能とした。
自然再生緑地整備事業の創設 (国交省)	埋立地や工場等からの大規模な土地利用転換地、廃棄物の埋立処分地等において、多様な生物の生息生育基盤等となる良好な緑地の整備を行い、自然環境の保全・再生を積極的に推進するもの。	自然再生緑地整備事業を、平成14年度に創設し、これまでに29箇所において事業を行っている。
新ふるさとマイホーム推進事業 (国交省)	良好な居住環境をもつ「新しいふるさと」への住み替えを推進するとともに、地域の活性化及び健全な発展を図ることを目的とする。 対象となる宅地開発事業について、住宅金融公庫の融資制度の優遇措置や認定事業に関連する公共事業の整備促進を図る。	新ふるさとマイホーム推進事業の認定地区として、平成2年度以降41の団地を認定し、事業地区面積は計約1,900ha、計画戸数は同23,000戸に達したところ。 しかしながら、近年の宅地需要の逼迫感の緩和や、民間金融機関の融資利率の低下等による公庫融資利用層の変化等により、近年は認定数が漸減。平成13年度以降は新規の認定実績がない状況。
3. 美しくアメニティに満ちた地域の管理と保全		
中山間ふるさと・水と土保全対策事業、棚田地域水と土保全基金事業 (農水省)	中山間地域を中心とした土地改良施設及び農地の有する多面的機能の良好な発揮、棚田地域の持続可能な保全・利活用活動の促進等のため、地域住民活動を推進する人材の育成等の支援体制の整備を実施。	それぞれの事業において、平成5年度から平成9年度の間、全国44道府県において総額330億円、平成10年度から平成12年度の間、全国39道府県において総額174億円の基金を造成。 パンフレット作成、人材育成、棚田保全活動経費等に対して助成を実施。
里地棚田保全整備事業 (農水省)	中山間地域の里地や棚田等において、多様な地域条件に即した簡易な生産基盤整備や、土地改良施設等の維持管理活動を地域ぐるみで実施していくために必要な施設整備等を行い、土地改良施設等の多面的機能の良好な発揮や豊かな自然環境の保全・再生を推進。(平成15年度開始)	旧事業の「ふるさと水と土ふれあい事業」「棚田地域等緊急保全整備事業」により、平成12年度から14年度の間248地区で事業を実施。 平成15年度に30地区の新規採択を行った。

<p>自然再生事業の推進 (環境省)</p>	<p>政府の重要課題である「自然と共生する社会」の実現を図るため、関係府省が連携し、専門家やNPO、地域住民等の参画を得て、湿原、干潟、里山等の失われた自然を再生する事業を推進する。</p>	<p>釧路湿原における直線化河川の再蛇行化、湿原の復元、集水域の広葉樹林の復元や、埼玉県・くぬぎ山における廃棄物中間処理施設等の立地により改変された里山の再生など、失われた自然環境を再生する事業に、関係各省が連携し、専門家、地元自治体、NPO、地域住民の参加を得て平成14年度より着手。 また、自然再生についての基本理念を定め、自然再生を推進するための具体的な手順を定めた「自然再生推進法(平成14年12月11日法律第148号)」が、議員立法で成立したことを受け、同法に定められた自然再生基本方針を策定するなど、同法の円滑な運用のための体制整備に努めた。</p>
<p>4. 自然に恵まれた地域特性を生かした産業及び就業機会の創出</p>		
<p>IT生きがい・ふれあい支援センター施設整備事業(地域・生活情報通信基盤高度化事業) (総務省)</p>	<p>高齢者・障害者にも使いやすいIT機器等を設置したバリアフリー型のIT利用拠点を整備する地方公共団体等に対し、その整備に必要な経費の一部を補助する。</p>	<p>高齢者・障害者等誰もが容易にITを利用できるバリアフリー型のIT利用拠点として、平成14年度末までに、全国7ヶ所において整備(一部整備中)。 整備されたセンター施設では、高齢者・障害者がIT機器を利用し、テレワークによりホームページの作成や会議資料の電子化、文書の点字変換等の仕事に従事しており、高齢者・障害者の能力を活用した就業機会の拡大、ITを利用した自立が促進されている。</p>
<p>中山間地域総合整備事業 (農水省)</p>	<p>農業の生産条件等が不利な中山間地域において、立地条件に沿った農業を中心とした地域の展開方向を探り、農業・農村の活性化を推進。平成13年度に中山間地域に存在する森林資源(間伐材等)や家畜排せつ物等を循環利用した地域づくりを図るため、新たに「集落環境管理施設整備事業」を創設。平成14年度には、国民の価値観やライフスタイルの多様化等による農村地域への期待に応えるため、中山間地域を都市と農村が共生・対流する関係と位置付け、農村地域の伝統的・文化的施設の保全等を整備する「むらづくり基盤型」を創設。</p>	<p>整備された施設の木造施設比率は、平成12年度において棟数比で58%、延面積比で32%、平成13年度において棟数比で63%、延面積比で52%となっており、木造施設の割合は着実に増加傾向にある。 平成12年度から平成15年度の間、集落環境管理施設の整備計画が全体で29地区あり、平成12年度は6地区、平成13年度は7地区、平成14年度は7地区と整備の継続性が認められる。 平成14年度から平成15年度における新規採択地区数は118地区であり、むらづくり基盤型として採択した地区は、57/118地区で約4割に及んでいる。</p>
<p>道の駅整備 (国交省)</p>	<p>本事業は、疲労運転に起因する交通事故の防止など安全で快適な道路交通環境の形成を図るために、道路管理者が整備する休憩施設と、地元の市町村が整備する物産館などの地域振興施設を一体的に整備する。 「道の駅」の整備により、道路利用者の安全性・利便性の向上と併せて地域の活性化に寄与するものである。</p>	<p>道の駅の整備は、平成5年度より制度を開始し、平成14年度末現在で、701駅が登録されている。</p>
<p>5. 全般に係るもの</p>		
<p>国民参加の森林づくりの推進 (農水省)</p>	<p>森林の整備・保全は社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、広範な国民の森林の整備・保全活動への直接参加等を促進。 平成11年度には、森林ボランティア等の連絡組織の設置や樹木の診断等のボランティア活動を行う「緑サポーター」の養成等への支援措置を創設。平成13年度には、森林ボランティア活動に関するネットワークの構築等への支援措置を創設。平成14年度には、森林ボランティアへの活動経費へ支援や学校林の整備・活用等への支援措置等を創設。平成15年度には、高校生の山村での森林作業体験等へ支援措置等を創設。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成11年から14年の間に、緑サポーターが575名養成された。 ● 平成12年から14年の間に、森林ボランティアネットワークへの参加団体数が262団体に達し、平成12年に比べ74%増加した。なお、将来の目標は、平成17年度までに450団体を目指す。

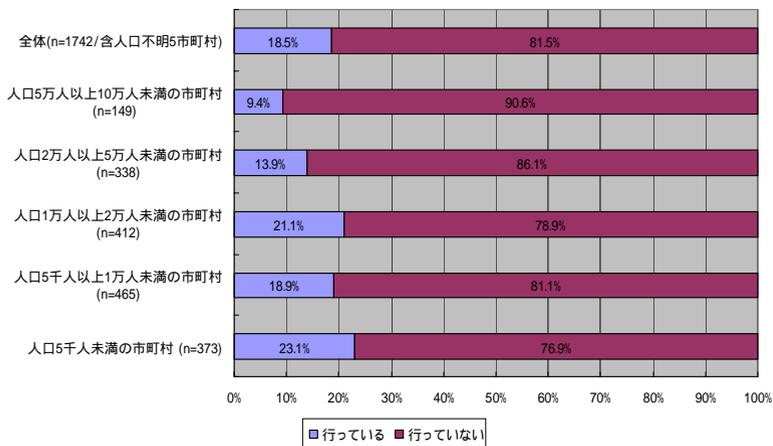
多自然居住地域が担っている主な役割、機能

役割	機能	主な課題	取組
農林水産物生産	食料等生産上重要な役割 (農地面積、農業生産額の約4割(中山間地域)) 地方部における食品製造業の地域経済に占めるウエイトの大きさ	食料自給率の低さ	地産地消の取組
二次的自然環境の保持	二次的自然である雑木林、水田、ため池等によって多様性に富んだ生態系が形成されている。 里地里山には絶滅が危惧される生物の約5割が生息	里地里山の荒廃	環境保全型農業の広がり 里地自然の保全方策策定調査(環境省) 田園環境マスタープランの策定(農水省) 田んぼの生き物調査等取組(環境省・農水省)
農地・森林等の国土保全機能	洪水防止や土砂崩壊防止などの国土保全機能、地下水の涵養や河川流況の安定などの水源涵養機能	耕作放棄地の発生 森林の管理低下	中山間地域等直接支払い制度 森林環境税の導入 森林管理に関する上下流連携
歴史文化の保持	地域ごとの生産を始めとする諸活動を通じ、地域の伝統文化を継承 地域に住む人々が住むことに誇りを持つことができることにより、「光を示す」。	農業集落の消滅、衰退 それに伴う集落活動の停滞	観光立国行動計画 農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究報告(文化庁)
都市農山村交流、農山村居住の場	ゆとりある生活空間、豊かな自然、地域資源を活用した産業等を生かして農山村で暮らす、あるいは、それらによって作られた美しい景観を訪れるといった選択肢を広く提供	農家民宿の浸透不足 都市農村交流による地域経済効果が発現しない事例 居住者の受け入れ態勢の課題 都市側住民側から見た、経済的、時間的制約	市民農園区画、利用者の増加 都市と農山漁村の共生と対流推進会議 水とみどりの「美の里」プラン21(農水省)
循環型社会としての役割	農林業の物質循環機能を見直し、農山村の有する資源を活用することによる循環型社会のフロンティアとしての役割	収集コスト、変換効率の低さによる採算性の課題 廃棄物系バイオマス以外の利用の低さ	バイオマスニッポン総合戦略

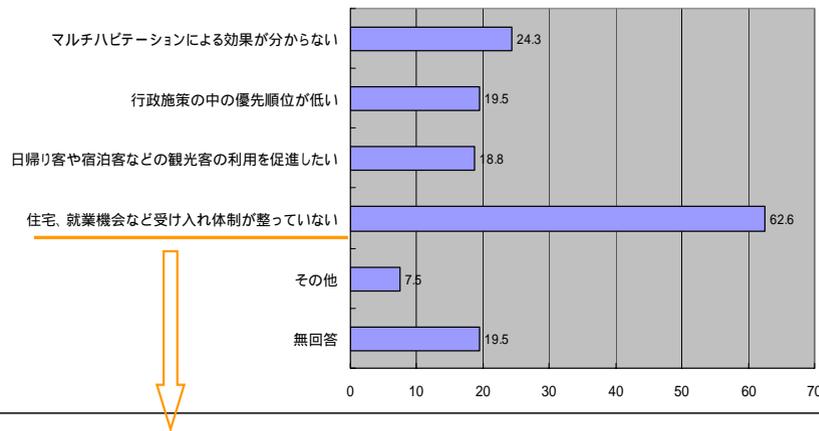
UJターン者等、都市住民対象の住宅の整備

農地付き、緑豊かである程度の広さを持つ等の都市住民向け住宅整備は、2割弱の市町村で取り組まれており、人口規模が小さい市町村ほど取組が多くなっている。また、地方圏の方が取組が多くなっている。

取組の実施状況(全国・人口規模別)

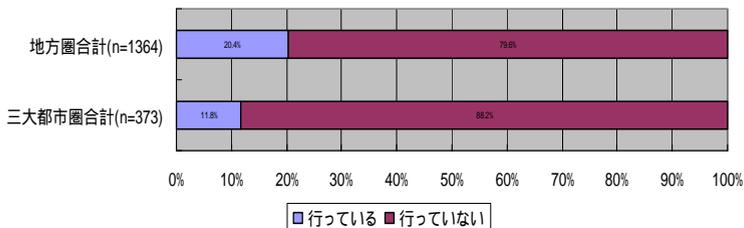


マルチハビテーション推進の阻害要因



(注) 受け入れ体制の不備の具体例としては、「もともと提供可能な住宅が少ない」、「空き家はあっても修繕が必要で、コストに見合う賃貸料が期待できない」、「転入者に対する地元の警戒意識」等がある。また、発生している問題として、「生活スタイルの違いによるトラブル」、「行政サービスに対する受益者負担意識の欠如」等がある

【三大都市圏・地方圏別】



(出典) 上: 総務省「過疎地域におけるマルチハビテーションに関する調査」(H14) 過疎地域市町村(1,171)に対するアンケート

(出典) 左: 国土交通省国土計画局アンケート(平成15年6月)結果より作成 農山漁村の地域づくり、都市と農山漁村の連携に関する調査項目につき、人口10万人未満の市町村(2,961市町村)を対象に送付。回収率59%。

農業・漁業生産額の上位県は、食品製造業も盛んな県が多い。食品製造業の規模で見ると、主要大都市及び周辺県が上位を占めている。一方、食品製造業が全製造業に占める割合を見ると、首都圏から離れるほど高くなっており、これらの地域では、地域経済において大きなウエイトを占めている。

農業・漁業生産額上位県

単位: 億円

北海道	鹿児島	千葉	茨城	熊本	愛知	宮崎	静岡	青森	岩手
13,526	5,035	4,796	4,353	3,799	3,653	3,581	3,398	3,351	3,330

食品製造業の規模の上位県

単位: ヲ所

事業所数	静岡	北海道	愛知	兵庫	東京	鹿児島	福岡	大阪	千葉	埼玉
	3,723	3,367	2,912	2,835	2,358	2,163	2,150	1,975	1,942	1,849
	14.5%	27.8%	6.0%	12.5%	3.8%	34.9%	16.2%	3.5%	15.3%	5.6%

単位: 人

従業者数	北海道	愛知	兵庫	静岡	埼玉	神奈川	大阪	千葉	福岡	東京
	89,709	68,952	60,389	60,155	57,652	54,767	51,535	50,156	47,726	45,296
	39.9%	8.0%	14.4%	12.5%	11.4%	10.5%	7.5%	19.0%	18.2%	7.3%

単位: 億円

出荷額等	北海道	静岡	愛知	兵庫	神奈川	埼玉	千葉	大阪	茨城	福岡
	21,945	21,669	19,982	19,230	18,889	14,846	14,431	14,181	13,642	12,125
	36.7%	12.9%	5.8%	13.6%	8.6%	10.1%	12.5%	7.7%	12.7%	16.3%

食品製造業の製造業全体に占める割合の上位県

単位: ヲ所

事業所数	長崎	鹿児島	沖縄	北海道	熊本	島根	宮崎	山口	青森	宮城
	1,750	2,163	832	3,367	1,168	781	831	1,038	864	1,570
	37.3%	34.9%	30.1%	27.8%	25.7%	25.3%	25.0%	24.9%	23.8%	23.5%

単位: 人

従業者数	沖縄	北海道	鹿児島	青森	長崎	宮城	佐賀	宮崎	高知	香川
	11,534	89,543	30,042	20,287	18,709	36,064	16,099	15,907	7,807	17,484
	42.6%	39.9%	31.9%	26.4%	25.8%	24.5%	24.5%	24.0%	22.0%	21.6%

単位: 億円

出荷額等	鹿児島	北海道	沖縄	宮崎	佐賀	青森	宮城	岩手	鳥取	香川
	7,599	21,945	2,237	3,928	4,136	3,532	9,045	5,042	2,438	4,117
	36.9%	36.7%	34.1%	29.4%	25.5%	25.4%	23.3%	20.4%	20.2%	19.0%

出典: 生産農業所得統計、漁業・養殖業生産統計、農林水産省資料(平成12年)より国土交通省国土計画局作成 (農業・漁業生産額上位10県に着色)
食品製造業とは、工業統計表の食料品製造業と、飲料、酒類、茶・コーヒー、製氷業を加えたもの

多自然居住地域の創造について

「21世紀の国土のグランドデザイン」に示されている4つの戦略の1つ

中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然に恵まれた地域を21世紀の国土のフロンティアとして位置付け、都市的サービスとゆとりある居住環境を併せて享受できる自立的圏域を創造することを目指すもの

多自然居住地域は、独創的な地域づくりの実現を基本とした各市町村の自由意志により圏域を形成するものであり、地域の社会的、自然的条件を生かしつつ多様な主体による重層的な連携を推進する。

【戦略のねらい】

「都市と農山漁村の連携による魅力ある地域の創造」

中枢都市等と農山漁村の連携を通じた機能分担と相互補完、中枢・中核都市等との交流、連携による高次都市機能の享受や新しい産業の創出

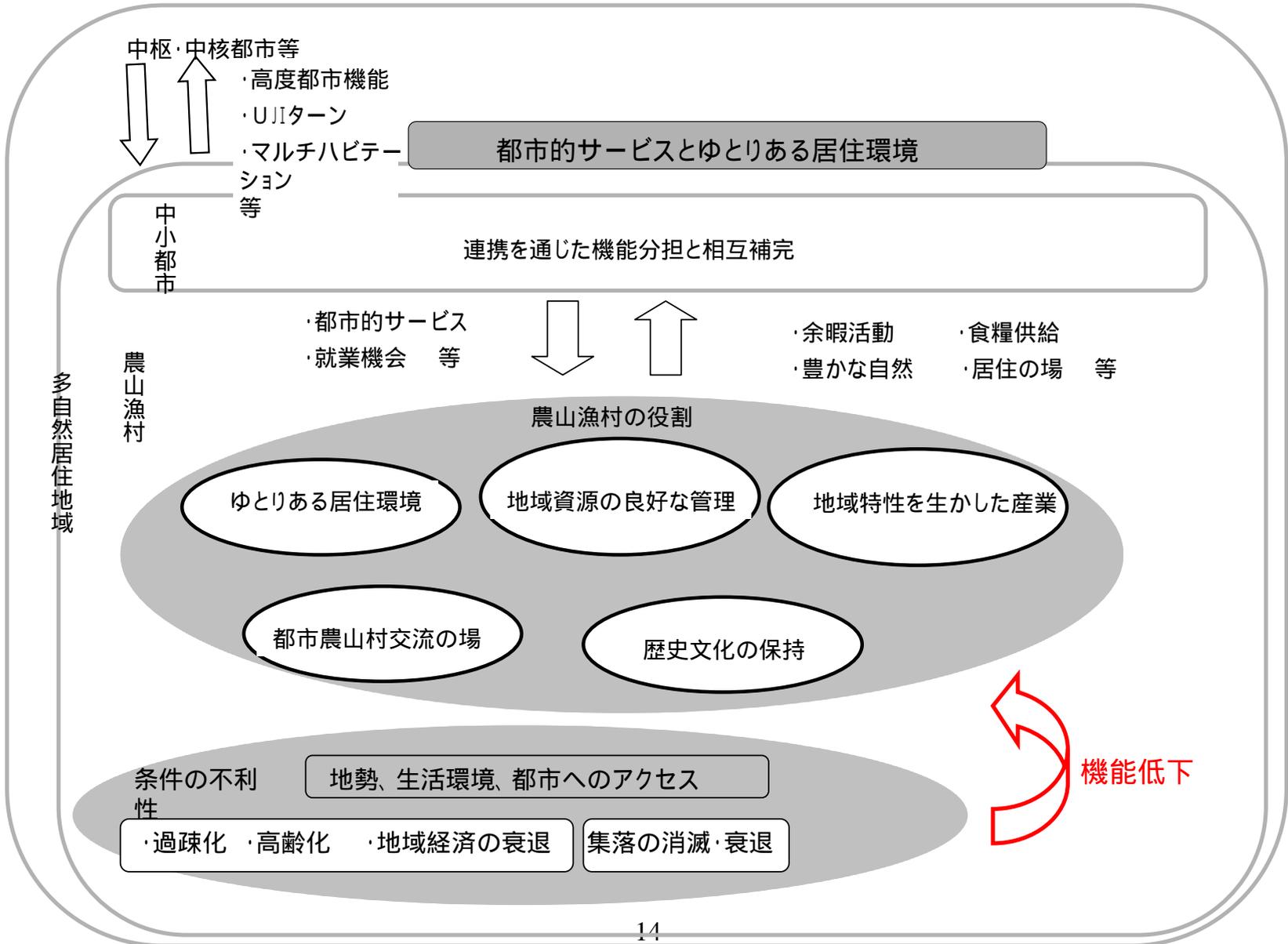
「新しいライフスタイルの実現と地域の誇りの醸成」

豊かな自然環境と都市の利便性を併せて享受できる居住環境の形成、地域の文化や特性を生かした新しい文化と生活様式の創出

「人と自然の新しい関係の構築」

森林、農用地、河川、海岸等の地域資源の良好な保全・管理、豊かな自然環境を美しく健全な状態で将来世代に継承

多自然居住地域のイメージ



生活圏域等(二層の広域圏)

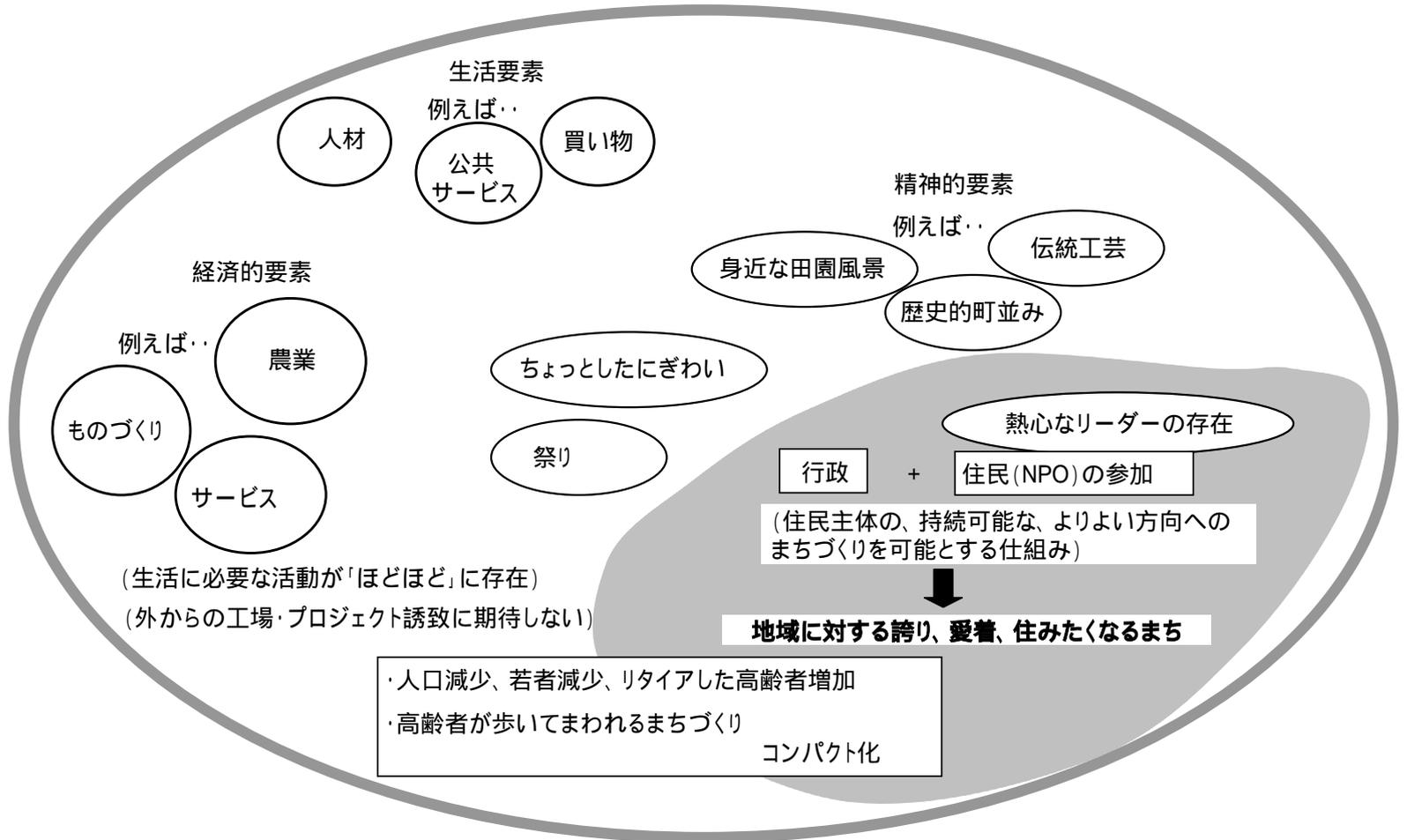
人口減少下にあっても、生活関連サービスの維持や地域社会の活力を保っていく観点からは、人口規模で30～50万人程度以上、時間距離1～1.5時間程度のまとまりを目安とした複数市町村からなる「生活圏域」

地域が独自性のある国際交流・連携・協力活動を行い、また、特色ある経済圏を形成して発展を図る観点からは、ベルギー、スウェーデン、スイス等欧州の中規模諸国の人口・経済規模におおむね匹敵し、相互活用すべき諸資源や機能、施設をいわばフルセットで備え得る自立した圏域として、人口600～1,000万人程度以上の「地域ブロック」

の「二層の広域圏」を年頭においた機能分担と相互補完に基づく対応が基本。

なお、自然的社会的条件等により、上記の規模の「生活圏域」での広域連携が困難な地域に対しては、人々の生活の維持や国土保全等、政策目的を明確化し、重点化した施策・対応を進めることにより、諸問題を克服することが必要。

「ほどよいまち」のイメージ



「ほどほど」、「ほどよい」: 極端や華美を嫌い、節度を重視する日本人の伝統的価値観である「中庸の徳」

「ほどよいまち」の対象エリア: 境界は確定しない

大きな社会的流れ: 行政対象範囲・規模の見直し

NPO等、住民活動活発化の動き。かつて日本に存在していた住民自治組織(団、組、結、講)が姿を変えた形で復活の動き
元気な団塊世代のリタイア

都市・多自然居住地域に関する検討の状況

